

市民おもしろなカレッジ事業取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、市民おもしろなカレッジ(以下「カレッジ」という。)講座等の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(運営)

第2条 カレッジ事業の運営は、米沢鷹山大学(以下「大学」という。)が行う。

(事業)

第3条 カレッジは、次の事業を行う。

- (1) 講座を提供する事業
- (2) 講座の成果等を発表する事業
- (3) 受講者、講師及び講座実施者の交流を図る事業
- (4) 講座実施者の養成及び研修に関する事業
- (5) その他目的を達成するための事業

(講座の開催)

第4条 講座は、講座実施者が自ら企画し実施するものとする。

2 講座実施者は、企画した講座について講座計画書を作成し、大学の承認を得なければならない。

(開催できない講座)

第5条 次の各号に掲げる事業は、講座として開催することができない。

- (1) 政党や特定の政治的思想の普及に関わる講座
- (2) 布教や特定の宗教的思想の普及を目的とした講座
- (3) 直接的に営利を目的とした講座

(受講料等)

第6条 講座実施者は、別に定める基準により、受講者から受講料及び教材費を徴収することができる。

- 2 講座受講料は、講座計画書に基づき講座実施者が定める。
- 3 講座実施者は、別に定める実施手数料及び定額運営費等を大学に納入するものとする。
- 4 受講者から徴収する教材費は、原則として講座実施者へ納入するものとする。ただし、金額の算出に当たっては、その根拠を明確にするものとする。
- 5 受講者の都合により、受講期間の途中においてその後の受講を取りやめる場合には、受講料の返金を行わないものとする。
- 6 講座実施者の都合により、講座を変更・中止した場合において、受講料及び教材費が減額となったときには受講者に返金するものとする。なお、定額運営費については、講座実施者が負担するものとする。

7 災害や感染症蔓延などやむを得ず講座を変更・中止した場合は、講座実施者と大学で協議し受講者への返金額を決定するものとする。

(講座実施者の事務及び責務)

第7条 講座実施者は、講座の開催に関し、大学で行う事務を除き講座実施にかかる事務処理は自らの責務において行うものとする。

(講座の変更、中止、終了)

第8条 第3条の規定により承認を受けた講座が変更及び中止となる場合には、直ちに大学の承認を得なければならない。

2 大学は、講座の実施状況が不相当と認められるとき、又はこの規程に違反すると認められる場合には、講座の中止等を講座実施者に求めることができる。なお、講座実施者は中止等により生じた損害を大学に請求することはできない。

3 講座実施者は、講座が終了したときには、別に定めた期間内に大学へ講座報告書を提出し講座終了の報告を行うものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。

平成23年11月24日 第6条 3 を一部変更